

平成 28 年 4 月 21 日

各 位

会社名：株 式 会 社 フ ェ リ シ モ
 代表者：代表取締役社長 矢 崎 和 彦
 （コード番号 3396 東証第一部）
 問い合わせ先：
 取締役コーポレートスタイルデザイン本部長 星 正
 （TEL 078-325-5555）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 8 日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」で別途開示いたしましたとおり、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 51 期定時株主総会でご承認をいただくことを前提に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議しております。

これに伴いまして、本日開催いたしました取締役会において、定款一部変更につきましても平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 51 期定時株主総会へ付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第 27 条の変更を行うものであります。当該変更につきましても、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

取締役会決議	平成 28 年 4 月 21 日（木）
株主総会決議	平成 28 年 5 月 26 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 5 月 26 日（木）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 6 条～16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社に取締役 10 名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 6 条～16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社に取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) 10 名以内を置く。 <u>2. 当社に監査等委員である取締役 5 名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) <u>第22条 当会社に監査役5名以内を置く。</u></p> <p><u>2. 監査役補欠者の選任決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで効力を有するものとする。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定するほか、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) <u>第22条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> <u>第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第24条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第26条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 取締役、<u>監査役</u>および 会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、それぞれの当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第28条～第31条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第6章 取締役および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、それぞれの当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第28条～第31条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第1条 当社は、第51期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上